

西予市規則第33号

西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月28日

西予市長 管 家 一 夫

西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する規則の一部を改正する規則

西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する規則(平成27年西予市規則第27号)の一部を次のように改正する。

別表第1注第4項第1号中「、第5条の4の2第6項」を削り、「第7条の3第2項」を「第7条の3第3項」に改め、同表注第8項中「以外の」の次に「第2子及び」を加え、「西予市第3子以降保育料等無料化事業実施要綱(平成28年西予市告示第59号)の」を「市長が別に」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1注第4項第1号中「第7条の3第2項」を「第7条の3第3項」に改める改正規定については、令和10年1月1日から施行する。